

群馬大学医学部保健学科看護学専攻同窓会さつき会則

制定：昭和 57 年 11 月 14 日
改正：平成 5 年 5 月 30 日
改正：平成 8 年 6 月 2 日
改正：平成 12 年 5 月 21 日
改正：平成 13 年 5 月 20 日
改正：平成 15 年 5 月 18 日
改正：平成 21 年 5 月 17 日
改正：平成 25 年 5 月 19 日
改正：令和 7 年 5 月 18 日
改正：令和 8 年 5 月 17 日

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、群馬大学医学部保健学科看護学専攻同窓会さつき会と称し、群馬大学医学部保健学科同窓会会則第 6 条に基づき設置する。
本会の事務局は群馬大学大学院保健学研究科内さつき会（所在地：〒371-8514 群馬県前橋市昭和町 3-39-22）に置くこととする。

第 2 章 目的及び事業

- 第 2 条 本会は、会員の質の向上と親睦を図り、保健、医療、福祉及び看護の発展に貢献することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事項を行う。
1. 会員の相互の親睦に関する事業
 2. 講演会、講習会の開催（事業部）
 3. 機関誌の発行
 4. その他（その他会員が認めた事項）

第 3 章 組 織

- 第 4 条 本会は、正会員、準会員、特別会員を持って組織する。
1. 正会員
前橋医学専門学校附属看護婦養成所卒業生
群馬大学医学部附属看護学校卒業生
群馬大学医学部附属助産婦学校卒業生
群馬大学医療技術短期大学部看護学科卒業生
群馬大学医療技術短期大学部専攻科および助産学特別専攻修了生
群馬大学医学部保健学科看護学専攻卒業生
群馬大学医学系研究科保健学専攻博士前期・後期課程看護学系分野の修了者（希望者）
群馬大学保健学研究科保健学専攻博士前期・後期課程看護学系分野の修了者（希望者）
 2. 準会員
群馬大学医学部保健学科看護学専攻生(在学生)
 3. 特別会員
群馬大学医学部保健学科看護学専攻に関係あるもので役員会において認められた者

第 4 章 役員と期間

- 第 5 条 本会は各回(期)生より 1 名以上のクラス委員を選出する。

第6条 本会は次のとおり役員および顧問をおく

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 2名
4. 会計 2名
5. 監査 2名
6. 理事 3名（推薦委員長、出版委員長、事業委員長から構成する）
7. 顧問 若干名

第7条 クラス委員及び役員は次の業務を遂行する

1. 会長は会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する
3. 書記・会計は、本会の庶務・会計を掌理する。
4. 監査は、会計を監査する。
5. 各委員長は、必要に応じて各委員会を開催する。
6. クラス委員会は、会務を審議し、その事業の遂行にあたる。クラス委員の中より推薦委員5名程度、事業委員5名程度、出版委員5名程度を選出し、その中から委員長を互選する。
7. 推薦委員は、会長、副会長、会計、書記、監査を推薦する。

第8条 役員は、正会員より総会で選出する。

第9条 役員の任期

1. 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
2. 欠員により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員の任期満了後も後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。

第10条 顧問選出

1. 本会の会長経験者
2. 役員会で選出し、総会で承認を得る。

第5章 会 議

第11条 本会の会議は定期総会、必要に応じて臨時総会、役員会および委員会とし、定期総会は原則として年1回5月に開催する。会議の招集は会長が行い、これを開催する。

第12条 定期総会は概ね次の事項を審議する。会則変更、事業計画、予算決算の承認、役員の承認、その他。

第13条 委員会は概ね次の事項を審議する。予算、決算、事業計画、その他。

第14条 委員会は概ね2ヶ月に1回開催する。

第15条 役員会は必要時開催する。

第16条 会議の決議は、出席者の過半数の賛成で議決する。

第6章 会 計

第17条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第18条 会費は終身会費として40,000円を入会に際し納入しなければならない。

第19条 会費の内20,000円を本部会に、20,000円を本会に納めなければならない。

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

付則 この会則は令和8年5月17日から施行する